

## 平成28年度「低公害車導入促進助成事業」実施要領

(一社)兵庫県トラック協会

1. 事業の趣旨  
天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など環境負荷の低減及び代替エネルギー対策の推進による安定的な輸送力を確保するため、低公害車導入促進を図る。
2. 予算額  
6,100万円
3. 助成対象車両(実施要綱 第3条第2項、第5条関係)  
使用の本拠の位置を兵庫県内におく車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、平成28年4月1日から平成29年3月17日までに登録が完了する車両であって、かつ車両代金の支払いなどの決済、又はリース契約の締結が平成29年3月31日までに完了するものとする。  
なお、割賦販売等により自動車販売会社等に所有権が留保されているもの、並びに手形により車両代金が支払われたものは、原則として助成の対象としない。
  - (1)天然ガス自動車
  - (2)ハイブリッド自動車
  - (3)自動車排出ガス規制による平成21・22年規制適合ディーゼル自動車
  - (4)天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造)
    - (1)~(3)は、原則、初度登録の車両とする。
4. 助成額、及び助成台数(実施要綱 第4条関係)  
「低公害車導入促進助成金交付要綱(別表)」のとおり。
5. 協調補助(実施要綱 第4条第1項関係)  
天然ガス自動車、及びハイブリッド自動車の助成にあつては、原則として、国、及び地方自治体の補助金を併用することを条件とする。  
ただし、やむを得ず国、及び地方自治体の補助要件を満たせない車両については、補助金の併用を条件としない。
6. 交付申請(実施要綱 第6条関係)  
様式「低公害車導入促進助成金交付申請書」に必要事項を洩れなく記載し、以下の受付期間内に提出すること。  
受付期間は、平成28年4月1日から平成29年1月31日までとする。  
但し、受付期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。  
購入導入の場合の申請にあつては、導入車両価格の見積書を添付すること。
7. 助成金の請求(実施要綱 第8条関係)  
様式「低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、以下の請求期日内に提出すること。  
請求期日は、低公害車の導入を完了した日から1ヵ月以内、かつ平成29年3月25日までとする。なお、導入を完了した日とは、車両代金の支払いなどの決済日、又はリース契約の締結日とする。  
の請求にあつては、兵ト協、又は全ト協の「低公害車導入促進助成金交付決定通知書」、及び以下の書類を添付すること。
  - ア. 購入導入の場合…導入した車両の車検証(写)及び領収書(写)、請求明細書(写)
  - イ. リース導入の場合…導入した車両の車検証(写)及びリース契約書(写)
8. リースの取扱(実施要綱 第2条(2)関係)  
リース導入する場合は、以下のリース会社を利用すること。  
天然ガス自動車…(-助)環境優良車普及機構(LEVO)  
ハイブリッド自動車…全ト協「ハイブリッド導入促進事業リース会社名簿」に記載されたリース会社、又はLEVO  
ディーゼル自動車…定めはない。
9. 交付要綱  
「低公害車導入促進助成金交付要綱」のとおり

10. 留意事項

- (1) バイフューエル車の取扱い(助成対象車両関係)  
CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。
- (2) やむを得ず国、及び地方自治体の補助要件を満たせない車両(協調補助関係)
  - ア. 国の補助台数要件を満たせない車両
  - イ. 国、及び地方自治体の交付予定枠の申込を行ったが、台数制限により内定通知がされなかった車両
  - ウ. 平成28年度より新たに助成対象となる車両総重量2.5トンクラスの大型天然ガス自動車
- (3) 事後の申請について(申請受付期間関係)  
事前申請が原則だが、継続して助成事業が実施できるよう4月から6月の登録車両に限り、事後申請を認める。  
なお、事後の申請の受付期間は、4月から5月登録の車両は6月17日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内とする。